

今般の新型コロナ対応において都道府県と関係機関との間で**連携が不十分**であった反省を踏まえ、実際に**感染症対策に携わる関係機関**の平時からの**意思疎通、情報共有、連携の推進**を目的として、感染症法により組織することを義務づけられた会議体

構成員（委員）	
区分	
1	診療学識経験者団体
2	感染症指定医療機関（第1・2種）
3	公的医療機関等の団体
4	民間病院の団体
5	医療教育機関
6	職能団体
7	消防機関
8	教育機関
9	高齢者施設等の団体
10	介護・障害福祉サービス事業所の関係団体
11	保健所設置市
12	保健所設置市以外の市町村
13	保健所
14	地方衛生研究所
15	山梨県

構成員（委員以外）の例 <small>個別テーマに応じ参加依頼</small>	
区分	
1	感染症患者救急搬送事業者
2	感染症試験検査機関（検査措置協定対象）
3	宿泊施設事業者（宿泊確保措置協定対象）
4	消毒等防疫事業者
5	医薬品・感染症対策資材流通事業者
6	警察機関

会議体の種別		
	区分	場の位置付け
全体会		予防計画、行動計画その他の計画、 感染症対策全般 について協議等を行い、構成員相互の連携を確認する場
個別 検討 会	医療対策検討会	新興感染症の 医療提供体制 について検討する場
	療養生活支援検討会	新興感染症の 外出自粛対象者の生活支援 について検討する場
	まん延防止等対策検討会	新興感染症の発生予防・まん延防止のために必要な 予防接種、クラスター対策、患者等の移送、検査、宿泊施設の確保 その他の措置について検討する場
	感染症危機管理対策検討会	感染症の発生の動向等から特に注意すべき感染症 の対策全般について検討する場
	その他	前段までの会議体で協議等をする事項以外の事項について検討する場

- 注1 **個別検討会では、招集する委員又は委員以外の構成員を協議事項に応じて柔軟に選定する。**
 注2 医療対策検討会は、医療計画を検討する医療審議会個別ワーキング・グループに位置付ける。

協議内容 ▲ 構成員は、**協議の調った事項を尊重**する義務（協議結果の実効性を担保）

- ◆ 構成員が相互に連携することが必要な感染症の発生に備え、次の事項を議論、協議
 - ✓入院調整の方法 ✓医療人材の確保 ✓医療提供の確保 ✓自宅療養の支援
 - ✓予防接種の推進 ✓クラスター対策 ✓保健所体制、検査体制 ✓情報共有のあり方 等
- ◆ 予防計画の策定・改定、取組状況の定期確認
- ◆ 感染症発生・まん延時に開催し、対策を協議

令和5年度の協議事項

県の**予防計画の改定**及び甲府市の**予防計画の策定**を中心に協議
 〈R6.4改定のポイント〉

- ✓**病床確保等に係る数値目標**を明記
- ✓数値目標を担保するための**県と医療機関等との協定の枠組み**の新設

※県の**行動計画、医療計画**（新興感染症対応事業に限る。）についても協議